

## 議会改革に関する検討調査部会（第5回） 記録

日 時	平成21年12月24日（木） 午後2時00分～午後4時00分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 （9名）	部 会 長 河野 庄次郎 委 員 奥山 たえこ 委 員 中村 康弘 委 員 松浦 芳子 委 員 斉藤 常男	副部長 横山 えみ 委 員 岩田 いくま 委 員 原田 あきら 委 員 河津 利恵子
欠席委員 （4名）	委 員 けしば 誠一 委 員 安斉 あきら	委 員 藤本 なおや 委 員 小倉 順子
委員外出席	議 員 市橋 綾子	議 員 大熊 昌巳
事務局職員	事 務 局 長 伊藤 重夫 調 査 担 当 係 長 鈴木 真理子 議 事 係 長 中島 廣見	事 務 局 次 長 佐野 宗昭 広 報 担 当 係 長 松本 宏行 議 事 係 主 査 小坂 英樹
議 題	1 第3回及び第4回記録について 2 議会基本条例規定事項 【議会の機能強化】について 3 視察について 4 2月以降の進め方について	
発言要旨	別紙のとおり	

## 議会改革に関する検討調査部会（第5回） 発言要旨

発言者	発言内容
部会長	<p>開会する。 <span style="float: right;">（午後2時00分）</span></p> <p>本日は藤本委員の代理で大熊委員が、けしば委員の代理で市橋委員が出席されている。</p> <p>《第3回及び第4回記録について》</p> <p style="text-align: center;">- 修正の指摘あり -</p>
部会長	<p>ほかになれば、了承願う。</p> <p>《議会基本条例規定事項 【議会の機能強化】について》</p>
部会長 事務局次長	<p>資料について説明願う。</p> <p>資料1は全国議会基本条例制定自治体一覧表であり、新たに2自治体が議会基本条例を制定し、12月9日現在、合計で80議会となった。</p> <p>資料2は本日の主要テーマである議会の機能強化についての資料である。</p> <p>議会の機能強化が求められている背景等として大きく2つの柱があり、1つ目の柱としては、二元代表制のもと、立法機能、主に条例制定機能の強化が求められている状況を背景として、地域的、個別的法規範である条例は議会が立案することが最適であり、分権時代の議員として要請されているという加藤幸雄氏の指摘を記載している。「その行き着く先は、新しい政策条例を制定したり、新しい政策を提案する政策提案型議会になることである。」とし、今後議会として求められる大きな機能になるとしている。</p> <p>2番目の柱としては、首長部局を抑制・監視するチェック機能が求められているとし、専決処分の権限等、長は制度的に議会に対して優位な立場にある中で、住民の代表である自治体議会のチェック機能は、民主政治を実現する上で必要不可欠である。しかも、長は独善、独走に陥りやすい独任制という制度上の性格があることから、特に自治体議会によるチェックが必要であるとの考えが背景にあるとしている。</p> <p>議会基本条例規定事項として、議会の機能強化にかかわる14項目を掲げている。</p> <p>自由討議 / 議員間討議については、資料3「議員間討議の実施状況等について」に、典型的な例として6つの議会を掲げた。会津若松市議会では、本会議について一度実施したが実際には発言者がほとんどなかったと聞いている。委員会については、6自治体議会で議員間討議が行われている。</p> <p>実施方式について、いずれの議会でも、説明員に対する質疑の後、意見開陳の前の段階で委員間討議が行われている。委員間討議のテーマとしては、議案に対する場合がほとんどであるが、三重県議会では、議案としての提出を前提としている報告事項に対しても行うことがある。</p> <p>資料4は「政策検討会 / 政策討論会について」。</p> <p>三重県議会では、委員15名で構成する政策討論会議を設置している。県議会から知事へ申し入れを行い、財政健全化に向けた提言を知事に対して行った。テーマは代表者会議で協議の上、議長が決定をする方式をとっている。</p> <p>伊賀市議会では全議員で構成する政策討論会を設置。これまで、庁舎建設問題や新型インフルエンザ等を議題としてきた。</p> <p>議題にする案件をまず各会派内で取りまとめ、幹事会に提出し、協議して決定したものにつ</p>

いて、政策討論会で議員同士が意見交換を行っていく方式で進めている。

会津若松市では名称・構成は伊賀市と同様。議員全員が出席する市民との意見交換会をまず行い、そこで得られた市民の意見を、各会派から1名ずつで構成する非公開の広報広聴委員会で整理をして課題を設定し、政策討論会の全体会の討論テーマの決定や政策づくりへと結びつけていく。その後さらに意見交換会で意見を聴取した上で、本会議や委員会での審議に活用していく。こうした一連の政策形成サイクルの中に政策討論会が位置づけられ、制度化されている。

別紙3は政策形成サイクルを図示したものである。

資料2について、(3)は議会改革推進会議の設置。(4)は推進会議への議員以外の参画。(5)は他自治体との交流・連携の推進。具体的には、他の関係町村議会との委員会合同開催や研修会の共同開催。(6)は調査機関の設置。(7)は議会の附属機関の設置。議会の機能を強化するため、平成18年の自治法改正によって調査機関の設置が明文化された。附属機関の設置について、三重県議会は議会基本条例に規定を設けている。

(8)は議員研修の充実強化。福島町では、役職研修として、議長等の役職者のうち、初任者に対する研修を行っているとのことである。

(9)は議会広報の充実。(10)は委員長の職務の明確化。委員長報告は自ら作成し、質疑における答弁も委員長が責任を持って行うことについて、伊賀市と福島町が規定している。

(11)は委員会による出前講座。伊賀市では、委員会は市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するために、出前講座を積極的に行うように努めなければならないと規定している。

(12)は委員外議員の制限規定の撤廃。福島町では、委員外議員が傍聴席近くではなく、委員側の席に座り、質疑、自由討議まで自由に発言を許可する。ただ、福島町議会の議員定数は12人、3委員会のみの中で実施されており、議員数が多く委員会数も多い議会では、かなり検討を要すると考える。

(13)は議会の予算について。福島町では「一定の標準率などにより、適正な議会活動費の確立を目指す。」と規定しているが、一定の標準率の内容は現在協議中の状況とのことである。会津若松市では、議会の予算の確保に努めることを規定している。

(14)は通年議会。福島町では、議会・議員活動の基本となる会期を通年としている。

参考までに、議員間討議に関する雑誌の記事、議会白書2009から「議員間討議の現段階」、雑誌ガバナンスから「議会改革リポート」、三重県議会に関する雑誌の記事を添付している。

本日席上配付の資料として、2008年12月、開かれた議会を目指す会が集計した「議会活性化等に関する調査」から抜粋して添付している。

また、前回の部会で議論された行政側に対する議会からの働きかけに関する取り扱いについての伊賀市の文書を参考までに添付している。

そのほか、79自治体における議会基本条例の規定事項を一覧としてお配りした。最終ページに集計しており、8割以上の自治体が定めている項目としては、前文が68自治体、目的規定が76、議会の活動原則、責務の2項目が76、75。住民と議会の関係の項目では、情報公開/説明責任が72、参考人/公聴会の活用が63自治体、議会の機能強化の項目では自由討議/議員間討議が70、議会事務局の調査・法務機能の強化が67、政治倫理が66、見直し手続きが67。

<p>部 会 長 A 委 員</p>	<p>反問権や一問一答といった項目については、50 程度の自治体が制定している状況にある。 最後に、今後の部会のスケジュール(案)をお配りした。 ご意見等があれば。</p>
<p>部 会 長 B 委 員</p>	<p>1月まではあくまで勉強であって、委員からの意見等が集約されて部会の議会基本条例策定の前提条件になることはないという点を確認したい。</p>
<p>部 会 長 B 委 員</p>	<p>1月の4都市視察が終了した段階で議会基本条例の必要性の有無について皆さんに意見を聞く段取りだが、その前提として、現在調査・研究を行っている。</p>
<p>B 委 員 C 委 員</p>	<p>(1)の自由討議について、会派の中では今実際に行っている。提出された議案については必ず話し合いをして、意見が分かれる場合も話し合って最後には決定する。しかし議会全体としては、行っていない。 その理由を考えると、意思形成をする必要があるかどうかということではないか。会派内では、だれか1人が勝手に決めるわけにはいかず、自由討議を通じて、議案の中身がよりよくわかるようになる。議会全体としてそれをしないのは、その必要がないからであり、執行部に対しても態度が大体決まっている。最近報道された名古屋市のように、議会全体で意思形成をしようといった契機がなければ、必要がない。 結論としては、やはり皆で話し合うことが望ましいと思うので、自由討議ができれば、最終的には区民の皆さんのためになると考えている。</p>
<p>C 委 員 D 委 員</p>	<p>必要がないわけではなく、あり方の議論がなかったから、今こうした状況にあるのだと思う。議会としての決定に責任を持つことが求められている。そのためには、会派として行政に対するよりも、議会として、一個人の議員として議論を重ねながら、委員会なり議会なりが決定をするという姿が望ましいと思う。</p>
<p>D 委 員 E 委 員</p>	<p>この問題には2つの背景がある。現行規定から、提案、審議、討論、採決がごく当たり前だという認識が各議会にあり、疑問に思う人がほとんどいなかった。しかしながら、最近になって、開かれた議会、そして情報公開、説明責任が俎上に上がってくると、もっと違うやり方があるのではないのかと認識されるようになった。 一方で、日本はアメリカと違って理屈社会ではなく、いかにしこりを残さず円満に合意形成に努めていくかという背景のもとに成り立ってきた。自由討議をやれば、やられたほうは感情のしこりが残っておもしろくない。各議員が大人になり切って、個人攻撃ではないとしっかり受けとめられるかどうか成功、不成功のもとになる。</p>
<p>E 委 員 F 委 員</p>	<p>自由討議は必要と考える。最初に議員になったとき、議員はなぜ行政としか質問のやりとりをしないのか非常に疑問に感じた。どのような場面で自由討議をするのかという決め事は必要だが、例えば議案についての疑問や、あるいは情報不足で余り知識がないような場合には、自由な発言ができる場はあってしかるべきだと思う。請願や陳情審査では、各議員は、それぞれ背負っているものが違うので、そういう場合にフランクに話ができるような場はあっていいと思う。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>何のための討議なのかといえば、議会としての共通認識の醸成を図る、合意形成を得ることが目的である。白熱した議論をする上で、参加者自身も合意形成が目的だということを認識しておくことが必要。またそれに伴い、プロによる議論の場にふさわしいルールづくりもしなければならない。 視察した横須賀市議会はすべての会議がオープンになっており、討議をする場がある。ただその中でも、いわゆる市長与党、野党かわらず、お互いメンバーの中で何か1つのものをつく</p>

	<p>り上げていこうという姿勢が非常に強く、討議も非常にスムーズに運営されている印象を受けた。</p>
D 委員	<p>私の認識では、自由討議を行う際のメリットは、まず客観的な事実を把握すること。知識、情報を持つこと。自らの主張の長所、短所をよく整理すること。問題は、感情的にならず、主義・主張、党派性にこだわらずにできるかどうか。区民のために何が一番良いのかを求めて、目的に向かってお互い討論しないと、幾ら話し合っても無意味な状況になる。お互いそうした点をわきまえ、自由討議する場合は何らかの条件を付して、主観的な要素を排除し、客観的な事実に基づいて発言するということができれば、なかなか成功しないのではないかと。</p>
G 委員	<p>議員個人の自由討議なのか、それとも会派の一員としての議員となるのか、それによって大分意見の言い方も違って来るが。</p>
H 委員	<p>おそらくそれぞれの議員なり会派の考え方になってくると思う。どちらと切り切るの難しいのではないかと。</p>
A 委員	<p>会派の中でも個人でも、賛否についてはきちんと決めた上で議会に臨む。議員間討議は、対立点などを明確にして、どの議員を選挙で選ぶかを明確にするために行われ、その意味で重要なもの。</p> <p>ただ、議員間討議の議論の中で非常に危険な問題は、合意形成という言葉。資料の加藤氏の論調は、議員や会派としてではなく、議会は議会としてもっとまとまって区長や理事者と対立できる力を持つということ。しかし、我々は一つの企業に所属する社員ではない。区長が出してきた政策について賛否を表明することが議員の第一の任務。合意形成という言葉は、与党に対する野党の発言を自粛させる危険性を持っている。議員間討議をやると言いつつ、事実上少数派の意見を抑制することにつながりかねない点を危惧している。</p> <p>議員相互の討議が中心になることで、長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめるのは、我々議員が区政を調査する権限を著しく阻害する行為。そうした形での議員間討議の推進には全く道理がない。</p>
部会長	<p>当然賛否で最終的には決めるが、そこまでの過程の中で、議員間で自由な討議を行い、その上で合意形成ができるものがあればそれを生かしていくという議会の姿勢が必要であるということが加藤氏の論旨ではないかと。前回までと同様、各学者の議会改革に関する書籍の内容等を総合的に判断した中で、今回も一つの例示として提示している。</p>
副部会長	<p>この場がまさに自由討議だと思う。やはり内容によるのではないかと。何のための自由討議かが明確なものに関してはできると思うが、すべてに通用するかは難しい。</p>
D 委員	<p>問題の中心は、二元制とはいいますが、法律上の規定で首長には絶対的権限がある点。地方分権推進会議でも議会に対抗力がないことが問題になっており、そのために議会全体の機能強化としての合意形成が前面に出されてきている。賛否を決める前に議論し合っ、何が争点なのかをきちんと明確にすることは、ある面では審議促進になるし、効果的な議決になるかと思う。そういう点では、決して無意味ではないと理解している。</p>
部会長	<p>最終的に賛否に至るまでの過程の中で自由に各議員が議論を闘わせて、お互いの立場、考え方を一応理解するために、議員間討議や政策討論会が存在していると思う。</p>
A 委員	<p>自由討議自体、議員間討議自体は、悪いことではない。むしろ進めていく必要があるとも考えるが、今までの議論を聞いていると、そうした激しいやりとりを一定程度規制する大人の会議の決め事というものが出てくるのではないかと。議員間討議は、むしろその呼び水になるのではな</p>

E 委員	<p>いかという点が非常に危惧される。</p> <p>まだ1期生だったころは、こうした場はまず考えられなかった。こうしていろいろな会派の人が、少数会派も含めて議論するというような場、ベテラン議員に言えるような場は、かつてはなかった。</p> <p>その意味では随分変わってきている。首長の条例案に、例えば修正案を出すとなると、今までは水面下で調整が行われ、ある日突然表に出てくる。皆何か釈然としないものを感じていたが、議員間討議があれば、本日のこうした場のように有効に機能するのではないか。</p> <p>A委員に反問したいが、これから議会を変えていくとしたら、どういう視点で何を変えていくのがいいとお考えなのか。</p>
A 委員	<p>今のままだでも議会を活性化できる条件は幾らでもあると考えている。なぜ請願も陳情も杉並区議会ではほとんど採決されないのか。陳情したことが議会で話し合われることで議会への注目が高まるだけではない。初めて議会を傍聴しに来た方が、議会はこんなにおもしろかったのかという感想を述べたこともある。</p> <p>なぜもっと区民の声が反映されるようにならないのかと考えると、どの政党も地に根を張って活動しているが、地域の声がなかなか議会に反映されてこない。議会としてどうしたいのかという前に、議員1人1人が区民の声を議会に届けて、議会が区民に返していけば、より注目が高まり、議会は活性化する。議員個人の努力を抜きに、制度だけどうにかすれば議会は活性化すると考えることは、逆に間違いではないか。</p>
D 委員	<p>もっとシンプルに考えて、区民のためにどういう結論を出すことがいいことなのかを自由に話し合おうということ。その結果には拘束性もない。論点や対立点を明らかにして会派で決定することであり、我々の議論が深化していくためのものと理解しないといけない。</p>
A 委員	<p>議論は大事だが、その議論に決め事をするのはやめるべきではないか。</p>
D 委員	<p>何も決める必要はないと考える。何を言われても、感情的に受け取らない、しこりが残らない形が大事だ。</p>
部 会 長	<p>調査機関なり附属機関を設置する必要があるのかどうかについてご意見があれば。</p>
B 委員	<p>この部会は今後も続いていくであろうし、続いたほうがいい。附属機関や調査機関をその時々でぜひつくってほしい。議員が質問している執行部だけではなく、参考人を含めているいろいろな人に来てもらわないと、議論そのものがない。</p>
部 会 長	<p>行政側との情報格差は当然ある中で、先進自治体では調査機関なり附属機関を既に設置している。</p>
H 委員	<p>区として何年かかけてやっているようなものについては、附属機関なり調査機関を議会としてもつくればいいと思う。特別委員会は特定のテーマを調査しているので、そこから議会としての調査機関なり附属機関を持つのは、筋としてそんなに変な話ではないと感じている。</p>
F 委員	<p>11月に議会基本条例を実施した議会を調査してきたが、その中で、常設の附属機関は、地方自治法の趣旨にそぐわないという判断があったとのことであるが、現在の法律上、常設の附属機関を議会が独自に設けることは可能か。</p>
部 会 長	<p>三重県の例でも、「調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、」という表現を使っており、常設ということは想定していないのか。</p>
議事係主査	<p>議会の附属機関の設置については総務省の見解があり、「附属機関とは、執行機関の行政執行のためなどに必要な調査や諮問等を行う機関である。一方、議会は住民の代表である議</p>

	員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまない。」としている。
部 会 長	ただ、三重県のように必要があると認めるときは、条例をつくって設置することは可能ということで理解して良いのか。
議事係主査	三重県は、逆に法律上禁止した規定がないので設置できると判断したと聞いている。
A 委 員	条例に盛り込むかどうかは微妙ではないか。
D 委 員	第1次改革委員会等、一度設置したのち解散して、必要に応じて第2次、第3次を設置していけばいい。
部 会 長	議員あるいは議会の政策立案能力を高めるという点で、研修や広報の充実、委員長職務の明確化等、あるいは委員会の出前講座等についてご意見を。
H 委 員	内容自体はすべていいと思うが、基本条例の中に盛り込んでいくべき内容なのか、そこまでなくても実際にどんどん進めていくべきなのか。議会広報の充実については、まだ不十分な点は当然あると思うが、順次、区議会だよりに顔写真と名前を載せるようになったり、ネット中継を開始する等、少しずつ進めてきている。議員研修の充実も特別区協議会が実施し始める等、実際に動いているものもある。基本的には全てやっていくほうが良いし、幾つかはやってきている。
部 会 長	現在、杉並区議会の広報委員会は存続しているのか。
事務局 長	広報委員会は廃止されたが、議会改革検討調査部会の中に含まれている。
G 委 員	この議会改革部会では、1回も取り上げていないのでは。
事務局 長	インターネット中継など、かなり大きく議会広報を変えていく時期があったので、そのときに集中的な議論をされたものと思う。その後はおおむね安定した状況になり、特段大きく変えていく必要のある問題もなかったもので、広報委員会については、議会改革に関する検討調査部会の中に全部包含することとし、必要があれば部会の中で広報についても議論をしていく形に整理をした。
G 委 員	広報に関しては、顔写真は出るようになったが、スペースが小さく、質問や答弁も、二、三行で終わっているので、意味がわからないと言われることが多い。
事務局 長	第4期部会において、新たな検討課題として、議会広報についても話題に上った。ただ、当時の議論の中では、一定程度改革は終わっているので、新しい議題として取り上げる必要性はないとの理由で見送った経過がある。
部 会 長	現在は会派が行っている区内の組織との会合を、議会として、委員会としてできる形で積極的にやっていく必要性についてご意見を。
B 委 員	議会は、本当に市民からは見えない存在。そういった意味ではどんどん出ていって声を聞いたほうが良いと思う。
部 会 長	特別委員会で、ある病院との意見交換会を行ってきているが、区議会として積極的にもっとやる必要があることは確かだと思う。
	通年議会についてはどうか。
G 委 員	通年議会の意味がわからない。
H 委 員	私の知る範囲では、通年議会として、会期を年1回にしている自治体は町で3つあり、三重県は、年2回という会期で始めている。実施している町でも、年1回という会期の設定の仕方が2通りあり、暦年と年度がある。

	<p>どこの自治体も平成 20 年度から始めたばかりなので、十分な結果が出ているわけではないが、よく言われるメリットの1つは、専決処分についても、常に議会は活動している状態にあるので、機動的に開くことができる。</p> <p>また、杉並区の場合は閉会中も委員会を開いているので、通年にしたことでそれが変わるかどうかは実運用の面だけと思われるが、自治体によっては、委員会を開く回数が増えたところもあると聞いている。</p> <p>ただ、実際に本会議を開く時期は、これまでの年4回会期を設けて開く定例会と同様、現在導入している自治体は年4回で基本的に変わっていない。大筋現状とそれほど変わっているわけではない。ただ機動的に開きやすくなるところが、実際の議会運営という意味ではメリットと言える。</p>
事務局次長	<p>地方自治法上、議会は長が招集しないと開催できないが、その長の招集が1回で済む。年4回の定例会に準じた取り扱いとしても、議会の招集自体は1回で行うことができ、その議회를招集してしまえば、あとは議長の権限で会議を開くことが決定できる。その意味では議会の裁量が大きくなると言われている。</p>
部会長	<p>議会開催の請求権は、現在も議長にもあるのでは。</p>
事務局次長	<p>議会の開催請求には、議員の4分の1以上の連署をもって請求する場合と、議運で請求を決定する場合があります。現行法上議長個人には認められていない。</p>
G委員	<p>通年議会は、現行の定例会4回の開催と変わらないということか。</p>
事務局次長	<p>現在は、会期が終わると議会は休会となり、基本的には議会活動ができない。しかし通年議会の場合は、1月から12月までが会期になるので、議会は常に動いている状態になる。</p>
G委員	<p>常に陳情や請願を出しても動けるということか。</p>
事務局次長	<p>動こうと思えば動ける。休会の期間がないので、常に365日議会は活動できる状態にある。ただ、のべつまくなしというわけではなく、通常の年4回の定例会の会期に応じた形で、本会議はその時期に開くという形をとっている。</p> <p>もう1つメリットとしては、自由討議や議員間討議を十分に行うだけの時間的な余裕を持てるという点が指摘されている。</p>
G委員	<p>請願・陳情の提出の締切りがなくなるということか。</p>
事務局次長	<p>請願・陳情は、杉並区議会の場合はいつでも受け付けており、提出自体はいつでも可能である。ただ、現在は年4回の定例会が決まっているので、その時点でないと付託ができない。その辺の取り扱いをどうするかは1つの議論になると思われるが、ただ請願・陳情を付託するためだけに本会議を開くことはどうかという問題はあろうかと思う。</p>
部会長	<p>議会予算に関しては、今年度は各会派から要望を聞いた上でまとめているのでは。</p>
事務局次長	<p>議会予算に関しては、予算要望をまとめる段階で各会派からご要望をいただき、最終的には議長と事務局が協議し、実現できそうなものと、先送りするものとの区分けは一定程度させていただいた上で、予算案の原案として反映させている。</p>
D委員	<p>委員長職務の明確化の問題で、委員長報告を書いたことのある議員はいるのか。</p>
B委員	<p>書いていた。</p>
H委員	<p>書いていた。</p>
D委員	<p>我々が当選したときは自分で書かなければいけなかったが、いつの間にか事務局がお手伝いしてくれるようになった。</p>



	<p>また、当選して間をおかず、副委員長就任とは何だと選挙民から大変おしかりを受けている。我々が当選したときは、1期の最終年度で副委員長になるのが常態だった。これは規定の問題ではないが、今までの経過と委員会の問題がある。</p> <p>通年議会のデメリットとして、日数が多くなると兼業の方は議員をできなくなる。一方、プロ化すると、一般区民が議員として立候補できなくなる。このことは頭に置かなければいけないのではないか。</p> <p>さらに、議員の研修、調査等、あるいは出前講座という名称はともあれ、現行制度でも、委員長権限でいろいろな手段がある。それが行使されていない。現行で禁止されてない範囲でできることは何かを考えておかないと、実際に規定しても運用上生きてこなくなるおそれがある。</p>
A 委 員	通年議会の場合、例えば年2回、6月と12月とすると、そのときには何と呼んでいるのか。
H 委 員	通年議会を実施している自治体の条例体系は、先ほどの3つの町は全部違う。基本条例の中で定義している町もあれば、杉並区でいう会議規則を会議条例として整備し規定しているところや、杉並区のように会期の条例はそのままとし、中身を変えて、通年議会の要綱をつくり、実際の運用を変えているところがある。その要綱の中で呼び名も決めている。
A 委 員	通年議会について考えたときに、議案の採決も、要は集まりさえすればできる。現在でも、請求しさえすれば臨時会は開ける。とすると、なぜ毎回開いては閉じてとやっているのか、その根拠はどこから来るのか。
事務局次長	法律的には地方自治法であるが、それぞれその時期に応じてメリ張りをつけて審議をしているということであり、4回という回数についても法律上制限はなく、それぞれの自治体で定めることになっている。
D 委 員	もう一つは、歴史的に、戦前は議員は名誉職だった。現在でもボランティアなのか専門職なのかによって、大幅に政策が違ってくることになる。区の姉妹都市であるオーストラリアのウィロビー市も一般の方が夜間議会で活動している。
部 会 長	アメリカも皆ボランティアである。
部 会 長	<p>《視察について》</p> <p>1月は視察を予定している。</p>
部 会 長	<p>《2月以降の進め方について》</p> <p>&lt; 日程調整 &gt;</p>
部 会 長	<p>本日の会議はこれで閉じる。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時00分)</p>